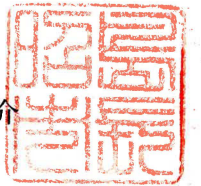


昭島市告示第207号

令和8年7月1日付けアキシマエンス会議室等使用料指定納付受託者の指定の告示について（令和8年昭島市告示第192号）で公告した事項について、次のとおり訂正する。

令和 8年 7月 10日

昭島市長 白 井 伸 介



正	誤
3 指定納付受託者に納付させる歳入 昭島市教育福祉総合センター条例第 20 条に定める使用料	3 指定納付受託者に納付させる歳入 昭島市教育福祉総合センター条例第 9 条 に定める使用料